

愛玩動物看護師法の施行に向けた検討状況について



農林水産省



環境省

(令和4年1月)

1. 愛玩動物看護師法の概要

本法成立の背景

- ・獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約1,900万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・獣医療の普及・向上
- ・適正な飼養

認定動物看護師(民間の統一資格):約2万7千人
(2021年10月1日現在)

主な内容

愛玩動物*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める

*愛玩動物:獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物(※)

(※愛玩動物看護師法施行令(令和3年政令第273号)が令和3年9月29日に公布され、政令で定める動物として、
愛玩鳥(オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種)と規定されました。)

愛玩動物看護師の業務

- ・獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
(獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
- ・愛玩動物の世話その他の看護
- ・愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

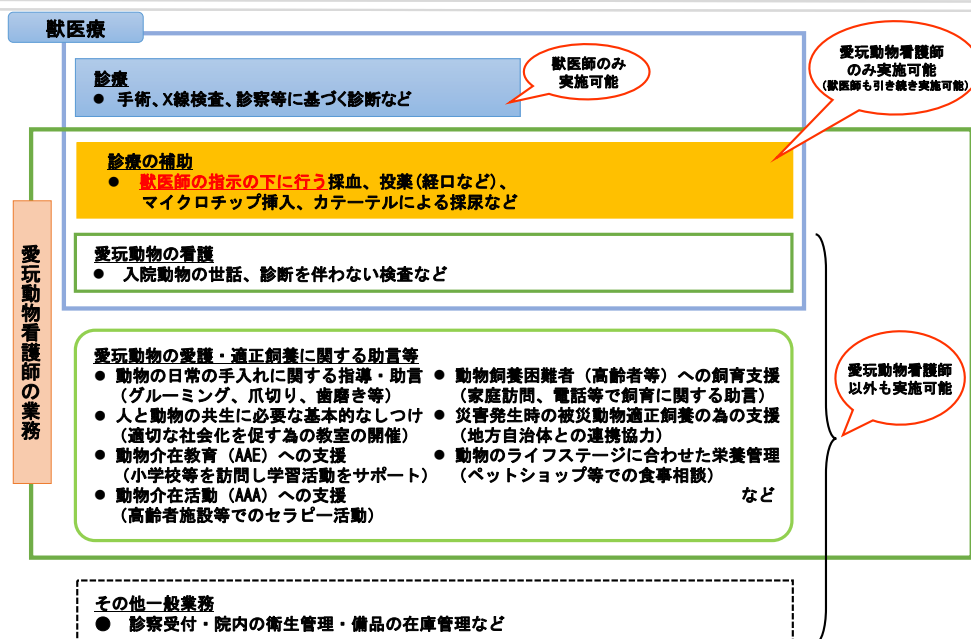
- ・愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

愛玩動物看護師の免許

- ・愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・主務大臣の免許
- ・主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣:農林水産大臣及び環境大臣

2. 愛玩動物看護師の業務範囲(イメージ)



2

3. 愛玩動物看護師の業務①(愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書抜粋※)

※ 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会：法に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項の検討を目的に設置。令和3年3月30日に報告書を公表。

<獣医療分野において求められるもの(診療の補助、愛玩動物の看護)>

- 具体的な例として、以下の業務を求められている。
 - ・ 窓口業務として、飼育者からの問診事項の聴取、飼育者への説明(ワクチン、フィラリア予防等)を行うこと。
 - ・ 処置業務として、動物の保定、患部処置(洗浄・消毒、包帯)、内用薬の投与、外用薬の塗布、輸液剤の注射、歯科処置の補助、マイクロチップの装着及びリハビリテーションの補助を行うこと。
 - ・ 検査業務(検査結果に基づく診断は除く。)として、検体(血液、尿、便、粘膜 スワブ、体表組織等)を採取し、検体検査を行うこと。また、生理検査(心電図、心音図、超音波検査)を行うこと。
 - ・ エックス線検査業務として、検査準備及び必要な放射線防護措置を講じた上での保定を行うこと。
 - ・ 入院業務として、入院動物への給水・給餌、病状の観察、輸液・酸素吸入ラインの管理を行うこと。
 - ・ 手術業務として、麻酔時のモニター管理や獣医師の具体的な指示に基づき麻酔量の調整等を行うこと。
 - ・ 救急救命業務として、獣医師の具体的な指示に基づき心肺蘇生処置を行うこと。獣医師が即応できない場合等においては、獣医師があらかじめ定めた手順書に従い、心肺蘇生処置を行うこと。
 - ・ 文書管理業務として、動物看護記録を作成し、適切に管理すること。
 - ・ 施設管理業務として、診療機器、診療器具、その他院内設備の衛生管理(滅菌・消毒)を行うこと。

なお、愛玩動物看護師が診療の補助を行う際の獣医師の指示については、獣医師の 個別具体的指示を基本とし、予め、獣医師による診療計画が立てられている場合や心肺蘇生処置が必要な場合等については、獣医師の個別具体的指示を求めないこととする。

3

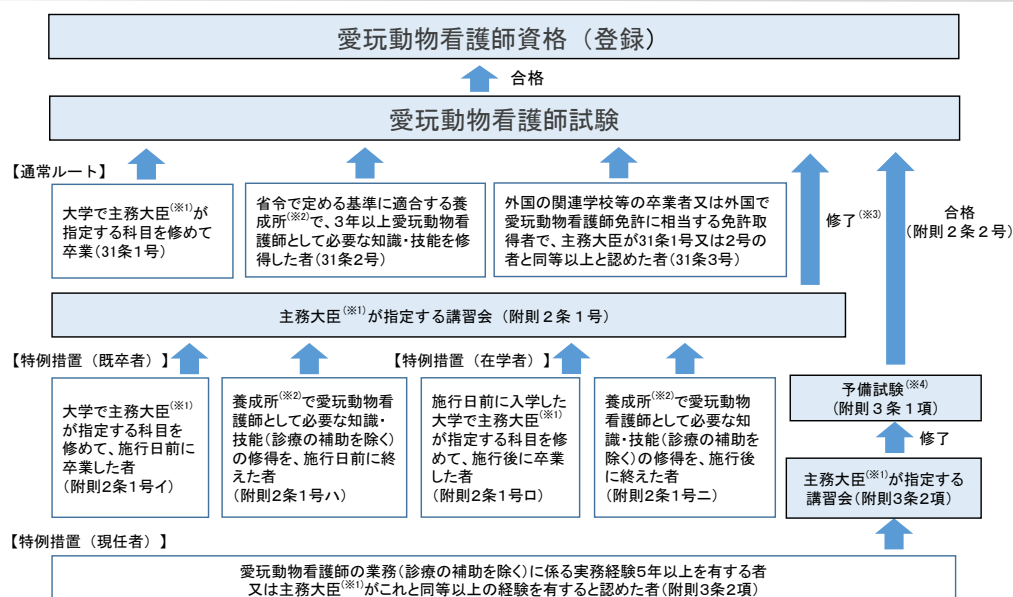
3. 愛玩動物看護師の業務②（愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書抜粋）

<愛護・適正飼養分野において求められるもの>

- 具体的な例として、以下の業務を求められている。
- ・ 動物取扱業者への指導監督や生活環境保全上の支障を防止する為の一般家庭の飼い主への対応等が求められる動物愛護管理行政分野において、指導的立場を有する動物愛護管理担当職員としての業務に携わること。
- ・ 人と動物の共生に必要な基本的なしつけ等の支援を行うこと。
- ・ 動物のライフステージに合わせた適正な栄養管理に関する支援を行うこと。
- ・ 動物に対する日常の手入れ、グルーミング等及び高齢動物に対する安全な生活環境の提供に資する支援を行うこと。
- ・ 動物介在教育(AAE)、動物介在活動(AAA)及び動物介在療法（AAT）における技術提供及び指導を行うこと。
- ・ 動物飼養の困難者（高齢者）等に対する飼育支援、技術提供等を行うこと。
- ・ 災害発生時における被災動物の適正飼養や保管・管理のための技術的な支援を行うこと。

4

4. 愛玩動物看護師の受験資格について（全体像と法制上の枠組み）



※1 農林水産大臣及び環境大臣

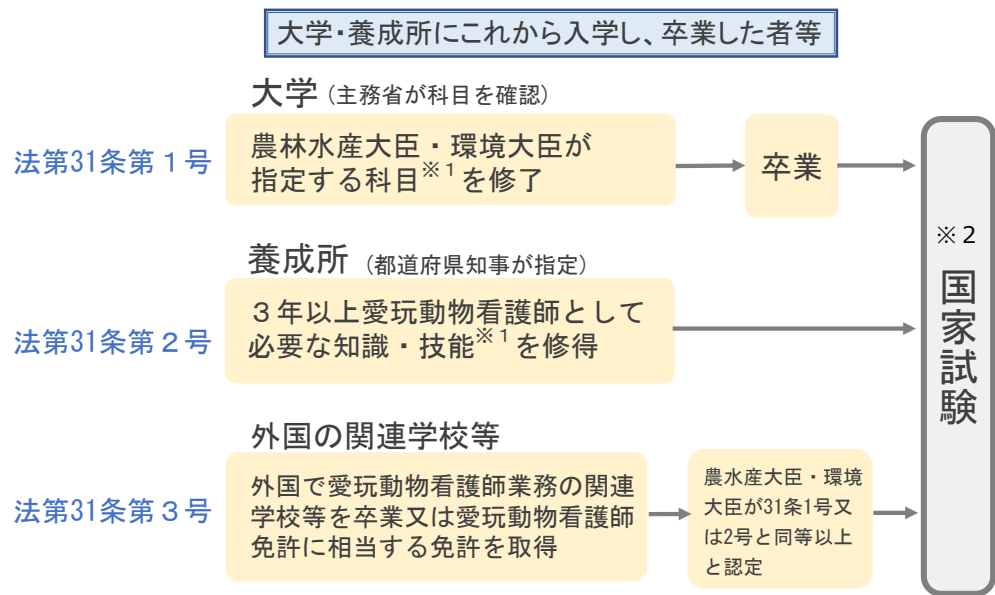
※2 都道府県知事が指定

※3 施行日（令和4年5月1日）から5年を経過する日（令和9年4月30日）までに修了

※4 施行日（令和4年5月1日）から5年を経過する日（令和9年4月30日）まで、毎年1回以上実施

5

4. 愛玩動物看護師の受験資格について
(指定科目を開講する大学又は都道府県知事指定の養成所の新規入学者)



※1 基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学及び実習の5科目群に区分される31科目
※2 国家試験受験手数料 27,200円

6

4. 愛玩動物看護師の受験資格について(大学及び養成所において履修すべき科目)

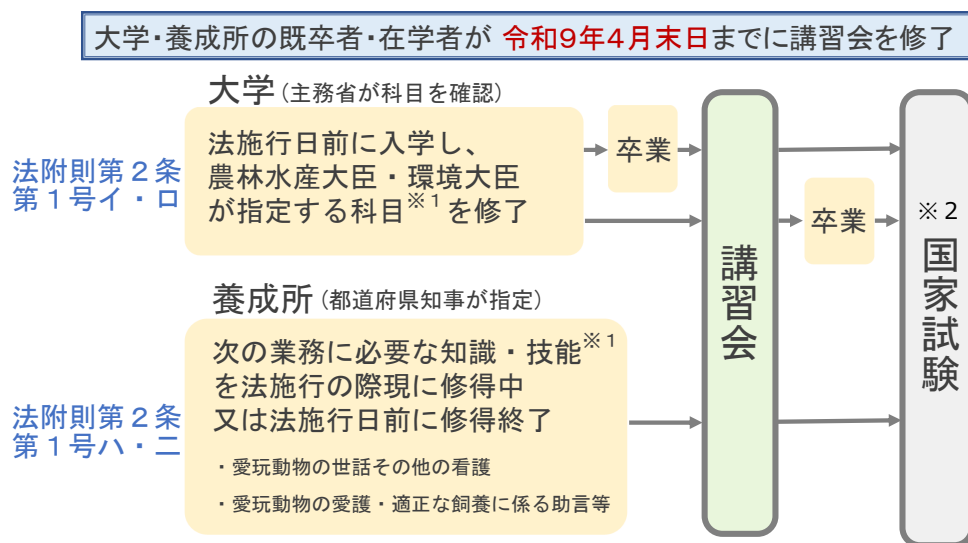
分類	科目			
基礎動物学	動物形態機能学	動物繁殖学	生命倫理・動物福祉	比較動物学
	動物行動学	動物栄養学	動物愛護・適正飼養関連法規	動物看護関連法規
基礎動物看護学	動物看護学概論	動物病理学	動物薬理学	動物感染症学
	公衆衛生学			
臨床動物看護学	動物内科看護学	動物外科看護学	動物臨床看護学総論	動物臨床看護学各論
	動物臨床検査学	動物医療コミュニケーション		
愛護・適正飼養学	愛玩動物学	人と動物の関係学	適正飼養指導論	動物生活環境学
	ペット関連産業概論			
実習	動物形態機能学実習	動物内科看護学実習	動物臨床検査学実習	動物外科看護学実習
	動物臨床看護学実習	動物愛護・適正飼養実習	動物看護総合実習	

◆ 養成所においては、全科目の合計の授業時間数の下限を1,800時間とする。

【参考】

- ・愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年農林水産省・環境省令第7号)
- ・愛玩動物看護師法第31条第1号の規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件(令和3年農林水産省・環境省告示第9号)7

4. 愛玩動物看護師の受験資格について (指定科目を開講する大学又は都道府県知事指定の養成所の既卒者・在学者)



※1 認定動物看護師教育コアカリキュラム2019と同等以上の内容

※2 国家試験受験手数料 27,200円

8

4. 愛玩動物看護師の受験資格について (既卒者・在学者の受験資格特例(法附則第2条)の適用に必要な科目)

科 目			
動物形態機能学	動物繁殖学	動物病理学	動物薬理学
動物感染症学	動物看護学概論	動物医療関連法規	公衆衛生学
人間動物関係学	動物福祉・倫理	動物行動学	伴侶動物学
産業動物学	実験動物学	野生動物学	動物内科看護学
動物外科看護学	動物臨床看護学総論	動物臨床看護学各論	動物臨床栄養学
動物臨床検査学	動物医療コミュニケーション	動物形態機能学実習	動物内科看護学実習
動物外科看護学実習	動物臨床看護学実習	動物臨床検査学実習	動物看護総合実習

- ◆ 科目名称は上記に縛られず、履修内容を大学又は養成所ごとに評価。
- ◆ 養成所においては、全科目の合計の授業時間数の下限を1,650時間とする。

【参考】

・愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年農林水産省・環境省令第7号)

・愛玩動物看護師法附則第2条第1号イ及びロの規定に基づき農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を定める件(令和3年農林水産省・環境省告示第10号)

9

4. 愛玩動物看護師の受験資格について(現任者ルート)

現任者等が講習会を修了後、令和9年4月末日までの間行われる予備試験に合格

法附則第3条第2項

次の実務経験を5年以上
業として行った者等※¹

- ・ 愛玩動物の世話その他の看護
- ・ 愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

※²
講習会

※³
予備試験

※⁴
国家試験

- ※¹ 農林水産大臣及び環境大臣が実務経験者と同等以上の経験を有すると認める者を含む
- ※² 講習会の課程は農林水産大臣・環境大臣が指定
- ※³ 予備試験に合格した者は、令和9年5月以降も国家試験を受験することが可能
予備試験受験手数料 14,000円
- ※⁴ 国家試験受験手数料 27,200円

10

4. 現任者について(実務経験又は同等以上の経験を有すると認める者)

実務経験

- ・ 獣医療法第3条に規定する飼育動物診療施設※において、愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の支援に係る業務を行う者
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律第10条に規定する第1種動物取扱業の動物取扱責任者※として、愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の支援に係る業務を行う者
- ・ 上記以外の者で動物看護に係る知識及び技能※を有し、一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事する者

同等以上の経験

- ・ 動物看護に係る知識及び技能※について教育する学校その他の教育機関において、動物看護師に必要な知識及び技能の教員として愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の支援に係る業務の指導に従事した期間
- ・ 法附則第2条第1号の「いわゆる既卒者・在学者」ではないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した期間(ただし、卒業要件を満たす年数に限る。)
- ・ 国又は地方公共団体の公務員として、獣医師法・獣医療法令又は動物愛護管理法の施行事務に従事した期間

※ 愛玩動物看護師法第2条第1項に規定する愛玩動物(犬、猫、愛玩鳥)を対象としているものに限る

11

4. 現任者について(実務経験の換算方法及び実務経験を有することの証明)

実務経験5年の換算方法

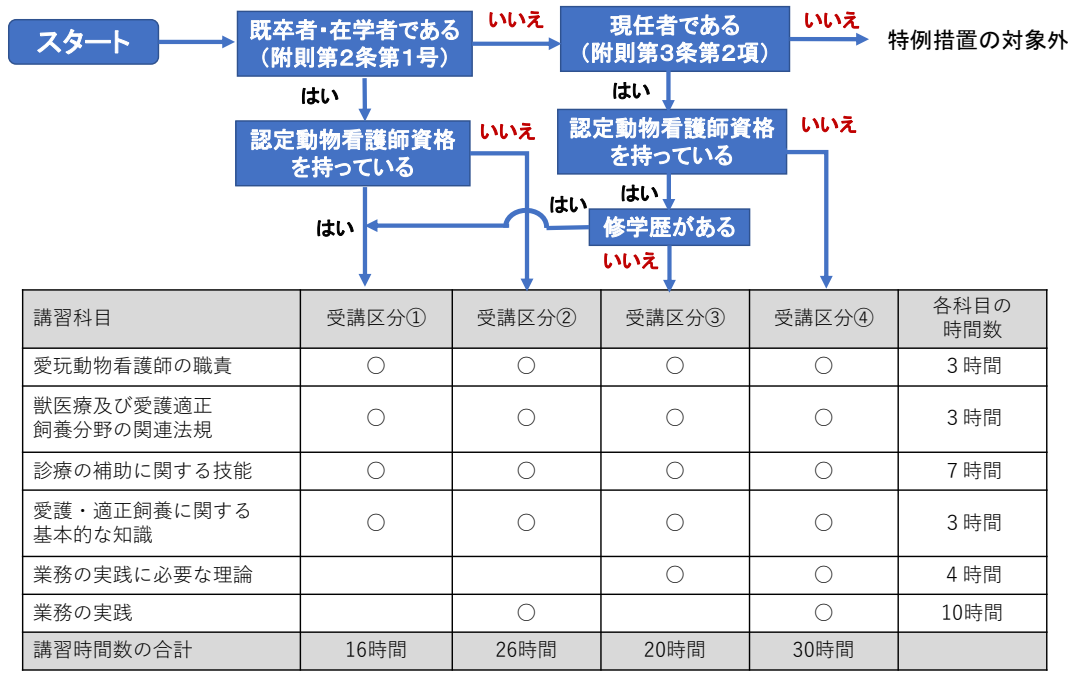
原則として、雇用契約に基づいて業務に従事した期間(例えば常態として週1日以上の勤務であった期間)とする。なお、**実務経験の5年は連続した5年である必要はなく、業務に従事した期間が通算5年以上であればよい。**

実務経験を有することの証明

実務経験を有することの証明に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、施設・事業所・団体の代表者による証明書の提出を求めることとする。
また、所属していた施設・事業所・団体が廃業(閉鎖)した場合等にも配慮する。

12

5. 主務大臣が指定する講習会について(講習会の受講区分)



13

5. 主務大臣が指定する講習会について(既卒者・在学者が講習会で履修する科目内容)

※ 講習会はオンライン（オンデマンドを含む。）でも実施可能

科目名	内容	時間
愛玩動物看護師の職責	① 愛玩動物看護師法の概要、② 獣医療倫理、③ 動物看護者の倫理綱領 ④ 愛玩動物の福祉、⑤ 動物病院における愛玩動物看護師の役割 ⑥ 愛護・適正飼養分野における愛玩動物看護師の役割	3時間
獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規	① 獣医師法、② 獣医療法、③ 動物の愛護及び管理に関する法律 ④ その他関連法規の概要	3時間
診療の補助に関する技能	① 採血の手順、② 輸液（留置針の設置を含む。）の手順 ③ 輸液中の動物の管理、④ マイクロチップの装着手順 ⑤ 心肺蘇生処置（気管挿管、人工呼吸、心マッサージ）の手順	7時間
愛護・適正飼養に関する基本的な知識	① 人とペットとの共生のための生活環境の在り方 ② ペット関連産業の現状と課題	3時間
業務の実践	① 愛玩動物看護師による薬物の取扱い ② 主な検体検査の手順 ③ 保定の基本的な原理・目的・方法 ④ 入院動物の管理・アセスメント ⑤ 徴候や疾患の理解と対処 ⑥ クライアントコミュニケーション・院内コミュニケーション ⑦ 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育 ⑧ 災害危機管理と支援	10時間
合計		26時間

認定動物看護師取得者は受講不要

【参考】

・令和4年度愛玩動物看護師法附則第2条第1号及び第3条第2項の規定による農林水産大臣及び環境大臣指定講習会実施要領について（令和3年11月19日付け3消安第4285号・環自総発第2111191号）

14

5. 主務大臣が指定する講習会について(現任者が講習会で履修する科目内容)

※ 講習会はオンライン（オンデマンドを含む。）でも実施可能

科目名	内容	時間
愛玩動物看護師の職責	① 愛玩動物看護師法の概要、② 獣医療倫理、③ 動物看護者の倫理綱領 ④ 愛玩動物の福祉、⑤ 動物病院における愛玩動物看護師の役割 ⑥ 愛護・適正飼養分野における愛玩動物看護師の役割	3時間
獣医療及び愛護適正飼養分野の関連法規	① 獣医師法、② 獣医療法、③ 動物の愛護及び管理に関する法律 ④ その他関連法規の概要	3時間
診療の補助に関する技能	① 採血の手順、② 輸液（留置針の設置を含む。）の手順 ③ 輸液中の動物の管理、④ マイクロチップの装着手順 ⑤ 心肺蘇生処置（気管挿管、人工呼吸、心マッサージ）の手順	7時間
愛護・適正飼養に関する基本的な知識	① 人とペットとの共生のための生活環境の在り方 ② ペット関連産業の現状と課題	3時間
業務の実践に必要な理論	① 動物薬理学の基礎、② 動物行動学の基礎 ③ 動物栄養学の基礎（フードと栄養指導、疾患と栄養）、④ 動物看護過程の展開 ⑤ 臨床検査の基礎	4時間
業務の実践	① 愛玩動物看護師による薬物の取扱い ② 主な検体検査の手順 ③ 保定の基本的な原理・目的・方法 ④ 入院動物の管理・アセスメント ⑤ 徴候や疾患の理解と対処 ⑥ クライアントコミュニケーション・院内コミュニケーション ⑦ 動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育 ⑧ 災害危機管理と支援	10時間
合計		30時間

認定動物看護師取得者であって、1年以上の修学歴がある者は受講不要

認定動物看護師取得者は受講不要

【参考】

・令和4年度愛玩動物看護師法附則第2条第1号及び第3条第2項の規定による農林水産大臣及び環境大臣指定講習会実施要領について（令和3年11月19日付け3消安第4285号・環自総発第2111191号）

15

6. 国家試験及び予備試験について

項目	国家試験	予備試験
出題範囲	出題範囲として試験科目を定め、その内容は、大学及び養成所において履修すべき科目から実習科目を除いたものとする。	
出題方式	マークシート式の筆記試験	
問題の性質	・必須問題※ ¹ ・一般問題 ・実地問題※ ²	・必須問題※ ¹ ・実地問題※ ²
試験日数	1日間	半日程度
問題数	全問題数 200～240問(目安) うち必須問題は50問程度 うち実地問題は全体の25%程度	全問題数 100～120問(目安)
合格基準	必須問題の正答率:70%以上 その他の問題の正答率:60%以上	全体正答率:60%以上
配点	1問1点	
受験手数料	27,200円	14,000円

※1 愛玩動物看護師として特に重要かつ基本的な事項を問う問題

※2 現場で実際に起こり得る症例・事例に対する対処方法等の総合的な事項を問う問題

16

7. 資格登録について

愛玩動物看護師になるためには、国家試験合格後、名簿に登録する必要があります

1. 愛玩動物看護師国家試験合格(合格証受領)



2. 愛玩動物看護師免許の申請「資格」

免許申請※¹



申請受理(審査)

免許を与えない場合
:相対的欠格要件※²への該当

3. 愛玩動物看護師名簿に登録



4. 愛玩動物看護師免許証の交付

指定登録機関※³が交付する場合は、
愛玩動物看護師免許証明書

※1 愛玩動物看護師の登録に必要な費用は、登録免許税(9,000円)のほか、指定登録機関が登録事務を行う場合は、手数料(5,800円)を納付する必要

※2 麻薬等の中毒、罰金刑以上の処罰等

※3 愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令(令和3年農林水産省・環境省令第8号)に基づき、登録機関を指定

17

8. 名称独占について

愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用できません(法第42条)



愛玩動物看護師
でない者

- ・ 愛玩動物看護師です。
- ・ 動物看護師です。
- ・ 動物看護士です。



愛玩動物看護師のみならず、これに紛らわしい名称（社会通念上、愛玩動物看護師の業務を行う者のような印象を与える名称）も使用禁止

ただし、法施行後6か月間（令和4年10月末日まで）は適用しません。

※ 愛玩動物看護師法の施行の際に、現に愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、名称の使用制限の規定は同法施行後6か月間は適用しない（法附則第6条）

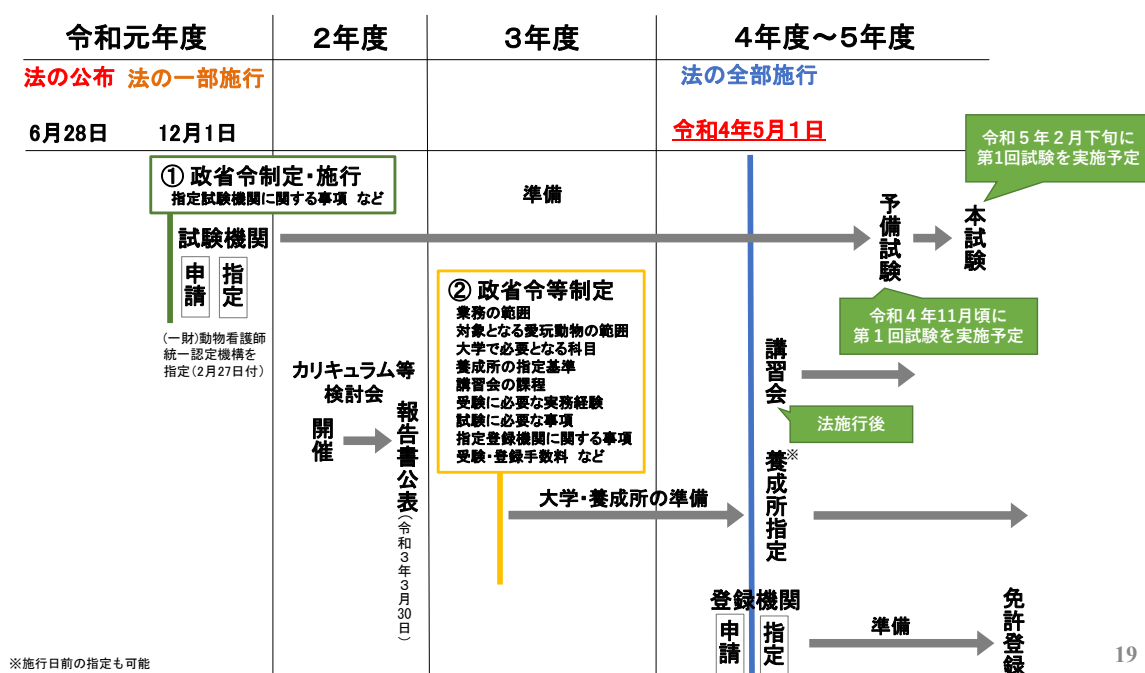
※ 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する（法第48条）

一 （略）

二 第42条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者

18

9. 施行スケジュール



19

(参考)愛玩動物看護師カリキュラム等検討会(検討経過と報告書の概要)

1.検討会の目的

法に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項の検討を目的に設置

2.経過

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会

回次	主な議事
第1回検討会 (R2.8.24)	・ 検討会における具体的な検討事項の案について ・ 今後の議論の進め方の案について
第2回検討会 (R2.9.28)	・ ワーキングチーム(WT)の設置について ・ 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について
第3回検討会 (R2.10.19)	・ WTの検討の進め方の見直しについて (WT構成員の追加、検討会での検討事項の追加等) ・ 愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について ・ 法第2条第1項の「その他政令で定める動物」について
第4回検討会 (R2.12.14)	・ 受験資格の特例について ・ 現任者の範囲について ・ 実務経験の換算・証明方法等について
第5回検討会 (R3.3.22)	・ 検討会報告書のとりまとめ

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

回次	主な議事
第1回WT (R2.11.12)	・ 大学及び養成所において履修すべき科目等について ・ 外国の関連学校卒業等者の受験資格について
第2回WT (R3.1.8)	・ 愛玩動物看護師の養成に必要な科目及び到達目標について ・ 国家試験及び予備試験について
第3回WT (R3.2.4)	・ 法附則第2条第1号の主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能について ・ 法附則第2条第1号及び法附則第3条第2項の主務大臣が指定する講習会について
第4回WT (R3.2.26)	・ WT報告書のとりまとめ

3.検討会報告書の概要

- 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能(診療の補助、愛玩動物の看護、愛玩動物の愛護・適正飼養に関する助言等)
- 大学及び養成所の履修科目: 基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学及び実習の5科目群に区分される31科目
- 国家試験: マークシート方式とし、試験日数は1日間(200問~240問目安)
- 受験資格の特例: (既卒者・在学者)⇒認定動物看護師コアカリキュラムと同等以上の内容の履修者
(現任者)⇒愛玩動物の看護、愛玩動物の飼養者等に対する愛護・適正飼養に係る助言等の業務を5年以上
(例えば、常態として週1日以上勤務している期間を通算)行っている者
- 講習会: 時間数は30時間を目安とし、オンラインでの実施も可